

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）…一

○東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部疾病対策課）…二

### 告示

○令和三年東京都告示第四百二十号（令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部改正……………（総務局総務部総務課）…九

○公共測量の実施（三件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…九

○防災街区整備事業組合の解散認可……………（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…一〇

○都営住宅の使用料の変更……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…一〇

○都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…三

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…四

○令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額……………（環境局総務部総務課）…四

○令和三年東京都告示第四百二十八号（令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部改正……………（福祉保健局総務部職員課）…四

○母子保健法による養育医療機関の指定……………（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）…四

○令和三年東京都告示第四百三十二号（令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部改正……………（建設局総務部職員課）…四

○都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…五

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…六

○都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…六

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…六

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…六

○都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…一〇

○港湾施設の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）…三

○東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………三

○東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………三

○東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程……………三

○東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程……………三

○東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………三

○東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………三

○東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………三

○東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程……………三

○東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程……………三

○東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………三

## 規則

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

### 東京都規則第二百九十五号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成十年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改める。

別記第一号様式中「第30条第1項」を「第31条第1項」に改める。  
別記第一号様式の二中「第30条第2項」を「第31条第2項」に改める。

附則

1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則別記第一号様式及び第一号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百九十六号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「都道府県が指定する医療機関等(以下「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関」という。)が記載した肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票(別記第四十号様式)の写し」を「当該対象者の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票(別記第四十号様式)の写し並びに肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療証明書(指定医療機関以外の保険医療機関・保険薬局用)

(別記第四十号様式の二)の写し(都道府県が指定する医療機関(以下「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関」という。))以外で肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療を受けた場合に限る。)並びに領収書及び診療明細書その他の医療内容等を確認することができる書類(以下「医療記録票等」という。))に改

め、同号りを次のように改める。

リ B型・C型ウイルス肝がん・重度肝硬変患者で、B型ウイルス肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療を要する場合の当該疾病に係る第七条第六号に規定する医療券の交付を受けたものにあつては、別表第六対象者の欄に規定する高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療、高療該当肝がん外来関係医療又は高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療を受けようとする日の属する月以前の十二月以内の自己負担額が記録されている別記第二十三号様式別紙(以下「肝炎治療自己負担限度額管理票」という。)の写し

第五条第一項第六号中ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ B型・C型ウイルス肝がん・重度肝硬変患者で、別表第六対象者の欄に規定する高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療、高療該当肝がん外来関係医療又は高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療を受けようとする日の属する月以前の十二月以内に前住所地の道府県知事からB型ウイルス肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療を要する場合の当該疾病に係る第七条第五号又は第六号に規定する医療券に相当する証書の交付を受けたものにあつては、当該期間の肝炎治療自己負担限度額管理票に相当する記録の写し

第九条第三項中「で入院医療を受けよう」とを「(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。))又は保険薬局(同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。))を受診等」に、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票、入院関係医療証明書等、」を「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票並びに肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療証明書並びに領収書及び診療明細書その他の医療内容等を確認することができる書類並びに」に改める。

第十条第一項の表中「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票の写し及び入院関係医療証明書等」を「医療記録票等」に、「において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(一部負担額が高額療養費算定基準額を超えるものに限る。))」を「又は保険薬局において別表第六対象者の欄に規定する高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療、高療該当肝がん外来関係医療又は高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療」に、「三月」を「二月」に改める。

第十五条第二項中「に掲げる疾病の」を「疾病の範囲の欄に規定する高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る」に改め、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関」の下に「に対して助成額を支払うことにより行うものとし、同欄に規定する高療該当肝がん外来関係医療又は高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療に係る医療費助成は、B型・C型ウイルス肝がん・重度肝硬変認定患者」を加える。

第十六条第三項第二号中「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票」を「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票」に改め、同項第三号中「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票の写し及び入院関係医療証明書等」を「医療記録票等」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六(第1条第5条、第8条、第13条、第12条の2関係)

疾病名	疾病の範囲	対象者	医療費助成額の
B型肝炎 同、肝がん・ 重度肝硬変治療 若しくは 研究促進事業指 定医療機関で行 われた高療該当 の疾病に該当するもの	同、肝がん・ 重度肝硬変 肝がん・重度肝 硬変入院関係医 療(同)の保険 者における自己 負担額が健康保 険法施行令(大 正十五年勅令第 二百四十三号) 第四十、条第七 項に規定する特 定疾病給付対象 療養に係る高療 療養費算定基準 額を超えるもの に限る。)又は肝 がん・重度肝硬 変	東京都の区域に住所を有す る者で、疾病名の欄に掲げ る疾病に罹患しているもの であつて、次に掲げる全て の要件に該当するもの 一 医療保険各法の規定に よる被保険者若しくは被 扶養者又は高齢者の医療 の確保に関する法律の規 定による被保険者のう ち、保険医療機関におい て肝がん・重度肝硬変入 院関係医療又は保険医療 機関若しくは保険薬局に おいて肝がん外来関係医 療に関し、医療保険各法 又は高齢者の医療の確保 に関する法律の規定によ る給付を受けているもの 二 医療費助成額の欄の 表層区分II又はAに該	対象者が知事が別に定める医療を受ける場合は、次に掲げ る額とする。ただし、知事が必要と認めた場合はこの限りではない。 一 対象者が高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受ける場合は、医療 保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によ る医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額から医療保険 各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に 関し、被保険者が負担すべき額を控除した額(他の法令、条例又は他の規則の規 定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合 は、更にその額を控除した額)(以下「高療自己負担月額」という。)から次 の表に定めるところにより対象者が負担する額(以下「一部負担額」という。) を控除した額とする。
		階層区分	一部負担額 (月額)
		七十歳未満 医療保険者介護保険法第七条第七項 に規定する医療保険者をいう。以下同 じ。)が発行する限度額適用認定証等 の所得額の適用区分がオに該当する 者	○円
		七十歳以上 医療保険者が発行する限度額適用認 定証等の所得額の適用区分が低所得 者I又は低所得者IIに該当する者	



別記第三十六号様式中

保険等 記号	協会・船員・日雇・組合・共済・国保(退職被保険者)・後期高齢 被保険者番号	本人・家族
保険等 記号	番号	本人・家族

保険等 記号	協会・船員・日雇・組合・共済・国保(退職被保険者)・後期高齢 被保険者番号	本人・家族
保険等 記号	番号	本人・家族

格差アノログ製剤治療に係る医療券の交付を  
現在1. 受けている  
2. 受けていない  
【交付を受けている場合は、申請月以前の12月以内の「自己負担  
限度額超過医療(医療・介護)のインスリン等治療費補助用)】の  
受しを照らすこと。

る。

別記第三十七号様式中「印」や記号。

別記第三十八号様式中

自己負担月額	0円
助成内容	助成条件を満たした場合に限り、肝がん・重度肝硬変入院 関係医療の費用のうち4月以降の費用について、自己負 担額を全額助成する。

自己負担月額	0円
助成内容	※裏面の注意事項3に該当する入院は窓口で自己負担額が0円となります が、その他の外来等は窓口で一部負担金(3割等の金額)を支払い、後日東 京都に償還払いの請求を行うことにより自己負担額が0円となります。 助成条件を満たした場合に限り、肝がん・重度肝硬変関係医療の費用 のうち3月以降の費用について、自己負担額を全額助成する。

「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」(「肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝が  
ん外来関係医療」)と記号「保険医療機関」の記号「又は保険薬局」や記号「3  
月」や「2月」と記号「回診」等「4月日」や「3月日」に「において肝がん・重  
度肝硬変入院関係医療」や「又は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又  
は肝がん外来関係医療」に「3月」や「2月」に「同一の月に、一つの指定医療機  
関における複数回の入院で、肝がん・重度肝硬変入院関係医療の自己負担額が高額療養  
費算定基準額を超えたなどの場合」や「肝がん外来関係医療及び注意事項3に該当しな  
い肝がん・重度肝硬変入院関係医療」に「保険医療機関で入院医療を受けるときは、

必ず」や「この医療券の交付を受けた際は、必ず、受診等をする指定医療機関及び保険  
薬局に」に「入院医療記録票等」や「医療記録票等」に記号を。  
別記第三十九号様式中

自己負担月額	同一の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関 及び保険者ごとに1万円
--------	---

自己負担月額	同一の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関及び 保険者ごとに1万円 ※裏面の注意事項3に該当する入院は窓口で自己負担額が1万円となります が、その他の外来等は窓口で一部負担金(3割等の金額)を支払い、後日東 京都に償還払いの請求を行うことにより自己負担額が1万円となります。
--------	--

「肝がん・重度肝硬変入院関係医療の」や「肝がん・重度肝硬変関係医療の」に「4  
月日」や「3月日」に「記号」や「記号」に「肝がん・重度肝硬変入院関  
係医療」(「肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療」)と記号  
「保険医療機関」の記号「又は保険薬局」や記号「3月」や「2月」に記号「回診」  
等「4月日」や「3月日」に「において肝がん・重度肝硬変入院関係医療」や「又  
は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療」に  
「3月」や「2月」に「同一の月に、一つの指定医療機関における複数回の入院で、  
肝がん・重度肝硬変入院関係医療の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた場合な  
ど」や「肝がん外来関係医療及び注意事項3に該当しない肝がん・重度肝硬変入院関係  
医療」に「保険医療機関で入院医療を受けるときは、必ず」や「この医療券の交付を  
受けた際は、必ず、受診等をする指定医療機関及び保険薬局に」に「入院医療記録票  
等」や「医療記録票等」に記号を。  
別記第四十号様式及び別記第四十号様式の「」や記号「」に記号を。

第10号様式(第5条関係)

肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業医療記録票

肝がん又は重症肝硬変に罹患する治療を受けた場合には、この医療記録票を当該医療機関又は治療地の受託に同意した旨を明示してご記入下さい。また、東京都に調査票の請求を行う場合は、この医療記録票を医療費受取申請書添付資料として提出して下さい。

患者の氏名: 性別: 生年月日: 年 月 日

住所: 医療機関: 診療科目: 担当医師の氏名・職名: 担当医師

入院: 病室番号: 001床 退室理由: 退室後再入院の場合

Table with columns for month (8月 to 7月) and rows for admission status (入院) and discharge status (退院).

Main table for medical records with columns for admission/discharge dates, hospital name, department, and treatment details.

(日本産科婦人科学会)







附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次のいずれにも該当し、かつ、東京都の区域に住所を有する者が、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間に、この規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(以下「新規則」という。)  
第五条第一項第六号に掲げる書類を知事に提出し、その承認を受けたときは、当該者を新規則別表第六に掲げる疾病に係る対象者とみなして、新規則の規定を適用することができる。この場合において、新規則第八条第一項の表八の項の規定の適用については、同項中「申請書を受理した」とあるのは、「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(令和三年東京都規則第二百九十六号)附則第二項第一号及び第二号に該当することとなった」とする。

一 令和三年四月一日から施行日の前日までの間に、新規則別表第六に掲げる疾病に係る対象者の要件(同表対象者の欄第三号及び第四号に掲げるものを除く。)を満たした者

二 令和二年五月から施行日の属する月までの間における連続する十二月の期間内に、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は同号に規定する保険薬局において、新規則別表第六備考3に規定する高療該当がん・重度肝硬変入院関係医療、同表備考4に規定する高療該当がん・重度肝硬変合算関係医療を既に二月以上受けた者

3 令和三年四月一日から施行日の前日までの間において行われた、この規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(以下「旧規則」という。)  
第五条の規定による申請、第六条の規定による医療券の交付、第十条第一項又は第二項の規定による更新申請、第十一条第二項の規定による医療券の再交付、第十三条の二第一項の規定による変更申請、第十三条の規定による変更の届出及び第十三条の二第一項の規定による医療券の交付は、新規則によってなされたものとみなす。

4 令和三年三月三十一日までに、旧規則第六条、第十一条第二項又は第十三条の二第一項の規定により同年四月一日以後もなお有効な医療券の交付を受けた者に対する新規則の規定は、同日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際、旧規則別記第三十六号様式から第四十一号様式まで及び第四十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第十二百六号

令和三年東京都告示第四百二十号(令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

「7910円」を「8120円」に、「7860円」を「8070円」に改める。

附則

この告示は、令和三年十月一日から施行する。

●東京都告示第十二百七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区中台一丁目、中台二丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、東山町、弥生町、大谷口北町及び大谷口上町各地下

四 測量の期間 令和三年九月一日から令和四年二月十五日まで

●東京都告示第千二百八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 板橋区

二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）

三 測量の区域 板橋区小茂根四丁目及び小茂根五丁目各  
地内

四 測量の期間 令和三年九月六日から令和四年三月十一日  
日まで

●東京都告示第千二百九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 狛江市

二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量及び復旧測量  
（三級基準点））

三 測量の区域 狛江市猪方三丁目地内

四 測量の期間 令和三年九月十五日から同年十二月二十

日まで

●東京都告示第千二百十号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第六十三条第四項の規定に基づき志茂三丁目9番地区防災街区整備事業組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第千二百十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和三年十月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	49,800
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート (1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	91,900
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	33,100	71,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (20号棟)	新宿区戸山2-20	38.3	1	31,600	65,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	33,800	77,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	34,000	78,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	33,800	77,000
一般都営	中層耐火	西大久保アパート (1号棟)	新宿区大久保3-13	48.1	1	41,300	69,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	46,200
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート (1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	1	36,200	59,200
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (35号棟)	墨田区文花1-28	37.8	2	25,800	45,300
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	45,300
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート (6号棟)	墨田区八広3-21	32.6	1	22,000	33,700
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	50,400
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (1号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	59,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (7号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	63,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	2	43,900	64,500
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,200	72,900
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,700	46,100
一般都営	高層耐火	枝川三丁目アパート (1号棟)	江東区枝川3-4	51.2	1	42,300	73,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	38,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (19号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	38,900
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート (13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	46,700	68,300
一般都営	高層耐火	大島九丁目アパート (9号棟)	江東区大島9-7	55.9	1	49,200	77,100
一般都営	中層耐火	南蒲田二丁目アパート (7号棟)	大田区南蒲田2-20	42.4	1	35,900	65,000
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	5	26,000	35,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	2	28,800	38,000
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート (3号棟)	大田区西糀谷2-26	39.0	1	32,000	51,900
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート (4号棟)	大田区西糀谷2-26	42.3	1	34,700	56,300
一般都営	中層耐火	本羽田二丁目第4アパート (12号棟)	大田区本羽田2-8	39.0	1	31,600	48,000
一般都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート (21号棟)	大田区多摩川2-24	55.9	1	47,000	82,700
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (3号棟)	大田区大森東1-31	59.6	2	49,900	81,900

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (8号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,600	92,700
一般都営	中層耐火	海丘一丁目アパート (2号棟)	世田谷区海丘1-36	39.0	1	32,000	59,300
一般都営	中層耐火	弦巻五丁目アパート (2号棟)	世田谷区弦巻5-3	39.0	1	30,900	69,300
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート (1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,000	70,900
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	80,900
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート (1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	29,100	54,100
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート (1号棟)	中野区本町5-8	39.0	1	28,500	63,300
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート (2号棟)	中野区本町5-8	36.4	1	26,600	61,900
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-6	55.9	1	43,500	75,300
一般都営	中層耐火	相生町アパート (2号棟)	板橋区相生町24-2	42.3	1	31,700	51,700
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第3アパート (1号棟)	板橋区坂下1-14	42.3	1	31,900	51,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	2	39,100	69,100
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート (1号棟)	練馬区春日町4-14	55.9	1	43,400	82,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート (6号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	47,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート (20号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート (31号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート (16号棟)	練馬区南田中5-25	25.2	1	18,200	34,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (23号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	2	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート (3号棟)	練馬区関町北3-33	55.9	1	43,300	82,500
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート (1号棟)	足立区西保木間3-18	55.9	1	40,000	61,000
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート (3号棟)	足立区西保木間3-17	48.1	1	34,600	55,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (11号棟)	足立区西保木間3-12	42.3	1	29,700	41,100
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート (1号棟)	足立区島根4-19	59.6	1	43,700	78,600
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート (3号棟)	足立区弘道2-11	71.2	1	53,100	99,500
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート (2号棟)	足立区六月2-8	59.6	1	43,200	71,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (1号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	32,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (3号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,400	34,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (6号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	32,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (15号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	38,900
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (7号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,100
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (9号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (1号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	41,700

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	1	25,900	40,000
一般都営	高層耐火	上沼田第3アパート(15号棟)	足立区江北7-13	37.9	1	25,600	38,300
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,700	38,900
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(1号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,000	39,200
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(2号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,000	39,200
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(3号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,000	39,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,400	30,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(1号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,000
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,400	40,100
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	43,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(1号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	28,100	40,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(6号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	25,800	37,400
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,100	42,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(22号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,800	37,400
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(3号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	41,600
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(8号棟)	足立区舎人6-11	42.3	1	29,500	39,500
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	40,700
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(5号棟)	足立区東和4-17	48.1	1	35,100	60,100
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(3号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	65,600
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(7号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	65,600
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(2号棟)	足立区入谷8-2	55.9	2	39,500	64,500
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(5号棟)	葛飾区青戸3-3	42.3	1	31,200	56,400
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(11号棟)	葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,300	57,100
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート(2号棟)	葛飾区奥戸1-13	59.6	1	45,000	78,600
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-3	55.9	1	41,800	73,100
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,800
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	67,800
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(3号棟)	葛飾区西新小岩2-1	55.9	1	42,400	79,600
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(1号棟)	葛飾区西水元5-3	59.6	1	43,800	73,300
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,300	42,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	46,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	2	27,800	46,900

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	66,700
一般都営	中層耐火	平井七丁目第2アパート(14号棟)	江戸川区平井7-18	36.4	1	27,100	39,900
一般都営	高層耐火	小松川三丁目アパート(1号棟)	江戸川区小松川3-7	76.0	1	61,900	100,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-1号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	42,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-3号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	42,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-6号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	42,300
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート(26号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-2	59.6	1	46,400	106,800
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(3号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,600	91,000
一般都営	中層耐火	三鷹深大寺アパート(2号棟)	三鷹市深大寺1-13	59.6	1	44,100	88,200
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(1号棟)	三鷹市上連雀9-30	55.9	1	40,900	79,100
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(4号棟)	三鷹市上連雀9-34	55.9	1	41,100	80,100
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(9号棟)	三鷹市上連雀9-26	62.1	1	45,900	94,200
一般都営	中層耐火	府中幸町二丁目アパート(1号棟)	府中市幸町2-47	62.1	1	38,800	89,700
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート(3号棟)	昭島市昭和町1-10	59.6	1	34,500	75,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	1	25,100	55,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	31,900	77,500
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(3号棟)	調布市下石原1-15	62.1	1	38,300	90,000
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(3号棟)	調布市柴崎1-7	51.0	1	31,500	77,800
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(1号棟)	調布市染地3-3	48.1	1	27,900	62,800
一般都営	中層耐火	金森第4アパート(2号棟)	町田市金森2-23	55.9	1	34,100	69,700
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(1号棟)	町田市中町4-8	48.1	1	28,400	61,300
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(2号棟)	町田市中町4-8	59.6	1	35,200	75,900
一般都営	中層耐火	金森第6アパート(1号棟)	町田市金森2-29	63.2	1	39,700	76,000
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(17号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	58,300
一般都営	中層耐火	小金井緑町三丁目アパート(39号棟)	小金井市緑町3-11	59.6	1	37,300	82,500
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(6号棟)	東村山市萩山町2-13	60.2	1	35,400	71,100
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(15号棟)	西東京市田無町7-9	55.9	1	33,500	69,200
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(20号棟)	西東京市田無町7-12	56.8	1	34,000	70,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保一丁目アパート(32号棟)	西東京市芝久保町1-14	33.4	1	17,000	37,900
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート(15号棟)	西東京市向台町3-10	51.0	1	29,800	64,600
一般都営	中層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(48号棟)	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,000	70,000
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート(1号棟)	狛江市東野川2-17	62.1	1	39,700	90,000

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート(11号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(20号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(35号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	43,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(37号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	43,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(38号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	43,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(45号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(49号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(1号棟)	清瀬市野塩5-255	56.8	1	32,200	62,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-4号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-10号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-8号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-4号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-9号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-2号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	2	19,200	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-2号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	38,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-6号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,900	58,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(2号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	67,000
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート(1号棟)	稲城市矢野口1780	55.9	2	29,800	65,100

●東京都告示第十二百二十二号  
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第  
 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和三年十月一  
 日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告  
 示する。  
 令和三年九月三十日  
 東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	白鷺東アパート(2号棟)	墨田区堤通2-3	50.0	1	36,800
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(11号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	萩中一丁目アパート(11号棟)	大田区萩中1-3	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(25号棟)	杉並区阿佐谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	2	22,500

●東京都告示第千二百十三号

東京都管住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小池百合子

名 称 位 置 区画数

中延六丁目アパート駐 品川区中延六丁目八 四区画  
車場 番

東京街道アパート駐車 東大和市清原一丁目 七二二区画  
場 一番ほか

●東京都告示第千二百十四号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和三年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小池百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
環境局	宿泊施設等運営業務専門員	日額	(日勤) 12,200円
			(夜勤) 22,800円
			(夜勤(ローテ))23,430円

附 則

この告示は、令和三年十月一日から施行する。

●東京都告示第千二百十五号

令和三年東京都告示第四百二十八号(令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小池百合子

「7,860円」を「8,070円」に改める。

附 則

この告示は、令和三年十月一日から施行する。

●東京都告示第千二百十六号

母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第二十条第五項の規定に基づき、指定養育医療機関として次のとおり指定した。

令和三年九月三十日

東京都知事 小池百合子

名 称 所在地 開設者 指定年月日

順天堂大学医 練馬区高野 小川 秀興 令和三年九月

学部附属練馬 台三丁目一 三日  
病院 番十号

●東京都告示第千二百十七号

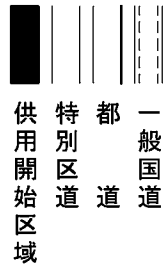
令和三年東京都告示第四百三十二号(令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和三年九月三十日

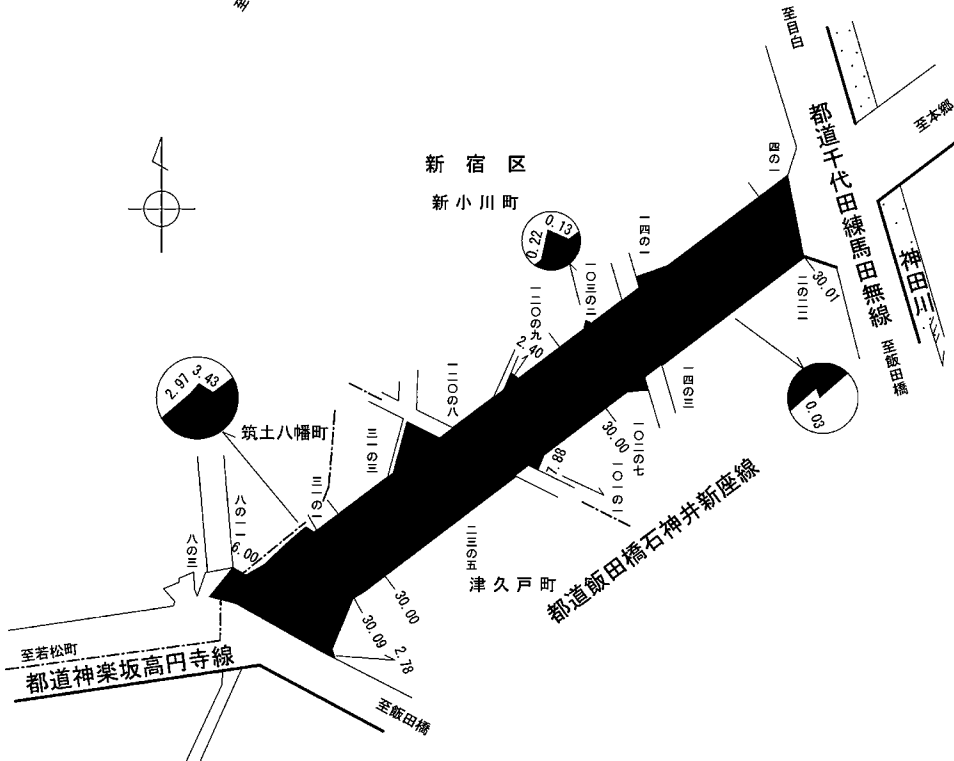
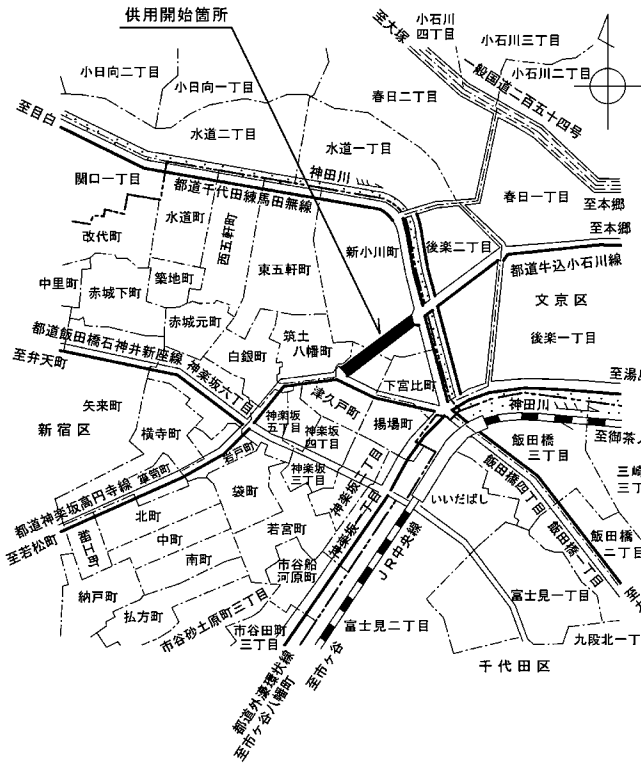
東京都知事 小池百合子

別図

都道飯田橋石神井新座線供用開始略図  
新宿区筑土八幡町～新小川町



延長 二九二・五四メートル  
面積 八、八一三・九六平方メートル



「7860円」を「8070円」に改める。  
附則  
この告示は、令和三年十月一日から施行する。  
●東京都告示第千二百十八号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項

の規定により、次の都道の供用を開始する。  
その関係図面は、令和三年九月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和三年九月三十日  
東京都知事 小池 百合子  
一 路線名  
飯田橋石神井新座

二 供用開始の区間  
新宿区筑土八幡町八番三地先から同区新小川町四番一地先まで  
三 供用開始の期日  
令和三年九月三十日

●東京都告示第千二百十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年九月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

飯田橋石神井新座

二 占用を制限する区間

新宿区筑土八幡町八番三地先から同区新小川町四番一  
地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年十月一日

●東京都告示第千二百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

東村山東久留米

二 供用開始の区間

東久留米市柳窪五丁目七番十七地先から同市滝山五丁目百番二地先まで

三 供用開始の期日

令和三年九月三十日



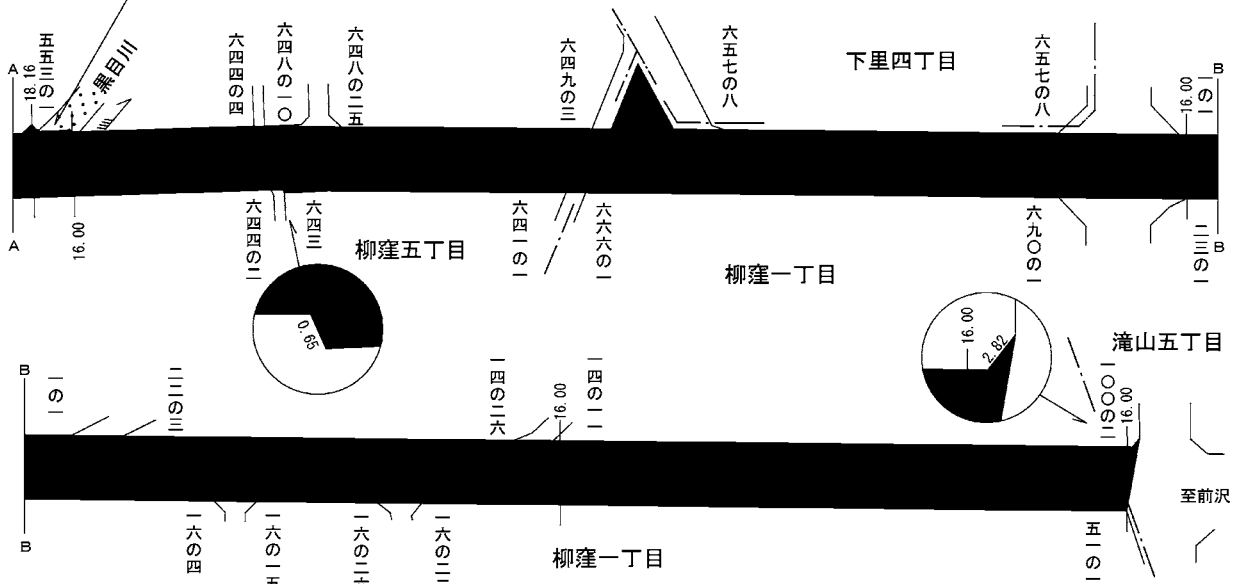
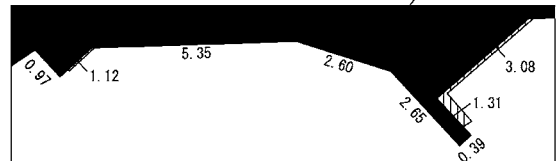
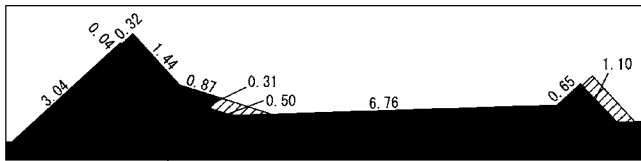
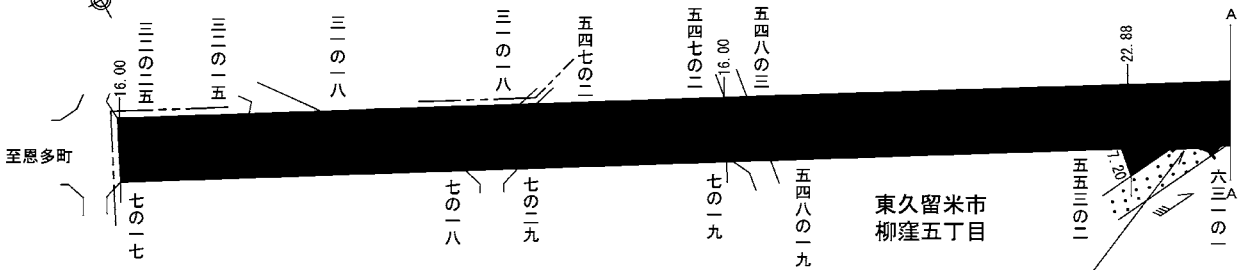
別図

都道東村山東久留米線供用開始略図

東久留米市柳窪五丁目～滝山五丁目

延長 八五六・七七メートル  
面積 一三、八七九・一三平方メートル

供用開始区域  
供用除外区域



●東京都告示第千二百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年九月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

東村山東久留米

二 占用を制限する区間

東久留米市柳窪五丁目七番十七地先から同市滝山五丁目百番二地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年十月一日

●東京都告示第千二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年九月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

環状八号

二 変更の区間

世田谷区八幡山三丁目百四十七番二十一地先

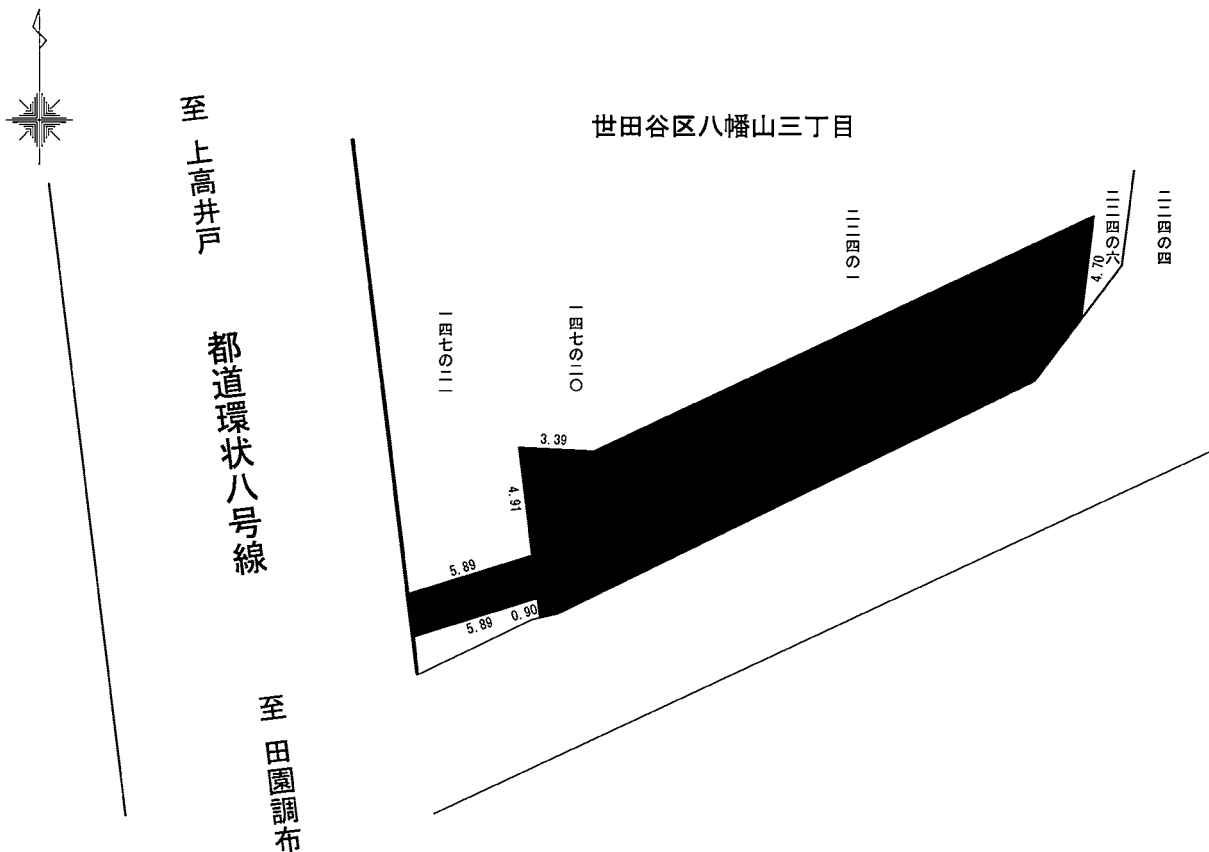
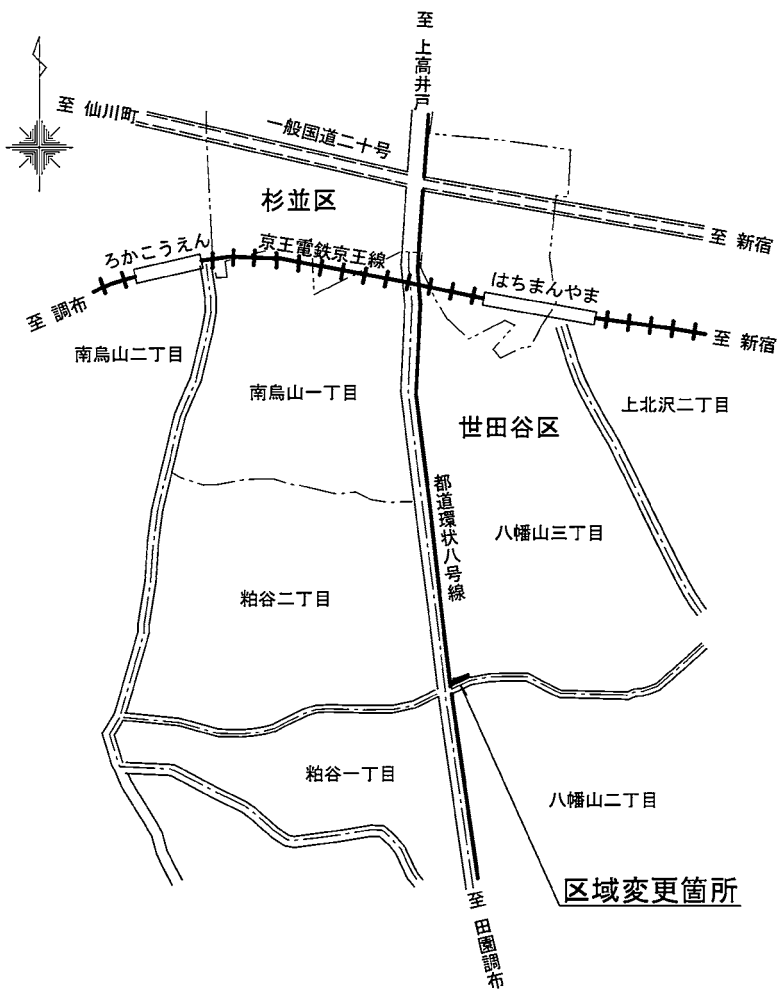
三 変更の概要

別図表示のとおり

別図

都道環状八号線区域変更略図  
世田谷区八幡山三丁目地内

一般国道  
 都道  
 特別区道  
 編入区域  
 延長 一五・一九メートル  
 面積 一七一・三〇平方メートル



●東京都告示第千二百二十三号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第一百七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小池百合子

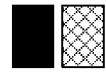
公園名 変更内容 変更年月日

東京都立野山北・六道 別図のとおり 令和三年十月一日

別図

東京都立野山北・六道山公園 区域変更略図

変更箇所 武蔵村山市岸二丁目



変更前の区域 面積 二、〇三六、八六八・三一 平方メートル

追加区域 面積 三、二六九・〇六 平方メートル

変更後の面積 二、〇四〇、一三七・三七 平方メートル



●東京都告示第千二百二十四号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和三年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	変更年
	変更前	変更後		
港湾施設用地	中央防波堤内側地区	二七八、六一七・二九〇、七五八・二二二平方メートル	江東区海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目	令和三年十月

規程（交）

●交通局規程第四十五号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月三十日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程（昭和三十九年交通局規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の三の二」を「第十条の三」に改める。第十条の三の二を削る。

附則

- この規程は、令和三年十月一日から施行する。
- この規程による改正前の東京都電車条例施行規程に規

定するチケット付与額については、当該チケット付与額が付与された日から十年間使用できるものとし、その使用条件については、なお従前の例による。

●交通局規程第四十六号

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月三十日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号及び第二十三号を削る。

第十三条第五項及び第六項を削る。

第二十一条第四項を削る。

第三十六条第五項を削る。

附則

- この規程は、令和三年十月一日から施行する。
- この規程による改正前の東京都電車ICカード取扱規程の規定により付与された特典バスチケットについては、付与された日から十年間使用できるものとし、その使用条件については、なお従前の例による。

●交通局規程第四十七号

東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月三十日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車外国人向けICカード取扱規程（令和元年交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第十六号及び第十七号を削る。

第十三条第四項及び第五項を削る。

第二十三条第四項及び第五項を削る。

附則

- この規程は、令和三年十月一日から施行する。
- この規程による改正前の東京都電車外国人向けICカード取扱規程の規定により付与された特典バスチケットについては、付与された日から十年間使用できるものとし、その使用条件については、なお従前の例による。

●交通局規程第四十八号

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月三十日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車モバイルIC端末取扱規程（令和二年交通局規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項及び第六項を削る。

附則

- この規程は、令和三年十月一日から施行する。
- この規程による改正前の東京都電車モバイルIC端末

取扱規程の規定により付与された特典バスチケットに応じた額については、付与された日から十年間使用できるものとし、その使用条件については、なお従前の例による。

●交通局規程第四十九号

東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月三十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第七項を削る。

附 則

この規程は、令和三年十月一日から施行する。

●交通局規程第五十号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月三十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号)の一部を次のように改正する。

第十八条の三の二及び第十八条の三の三を削る。

附 則

1 この規程は、令和三年十月一日から施行する。

2 この規程による改正前の東京都乗合自動車条例施行規程に規定するチケット付与額については、当該チケット付与額が付与された日から十年間使用できるものとし、その使用条件については、なお従前の例による。

●交通局規程第五十一号

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月三十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十号から第二十二号までを次のように改める。

二十から二十二まで 削除

第十三条第六項及び第七項を削る。

第二十一条第四項を削る。

第三十六条第五項を削る。

附 則

1 この規程は、令和三年十月一日から施行する。

2 この規程による改正前の東京都乗合自動車ICカード取扱規程の規定により付与された特典バスチケットについては、付与された日から十年間使用できるものとし、その使用条件については、なお従前の例による。

●交通局規程第五十二号

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月三十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程(令和元年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第十四号から第十六号までを次のように改める。

十四から十六まで 削除

第十三条第五項及び第六項を削る。

第二十三条第五項を削る。

附 則

1 この規程は、令和三年十月一日から施行する。

2 この規程による改正前の東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の規定により付与された特典バスチケットについては、付与された日から十年間使用できるものとし、その使用条件については、なお従前の例による。

●交通局規程第五十三号

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月三十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程（令和二年  
交通局規程第二十五号）の一部を次のように改正する。  
第十一条第六項及び第七項を削る。

附則

- 1 この規程は、令和三年十月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の東京都乗合自動車モバイルIC  
C端末取扱規程に規定するバス利用特典サービスのうち、  
バス運賃の支払に適用される特典については、当該特典  
が付与された日から十年間使用できるものとし、その使  
用条件については、なお従前の例による。

●交通局規程第五十四号

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程  
の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月三十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に

関する規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程  
（平成十九年交通局規程第七号）の一部を次のように改正  
する。

第六条第二項中「なお、バスIC一日券の発売には、I  
C規程第三条第二十号及び外国人向けIC規程第三条第十  
四号のバス利用特典サービスを適用しない。」を削る。

附則

この規程は、令和三年十月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一〇一〇一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 七〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

